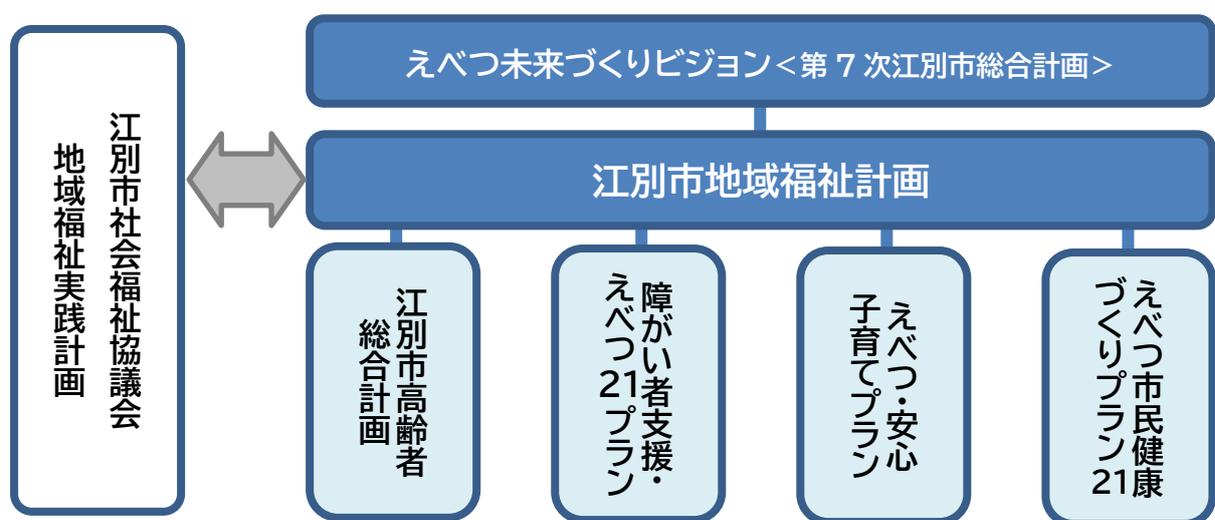


地域福祉計画の策定について

1 第5期地域福祉計画の策定について

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、江別市においては、「えべつ未来づくりビジョン<第7次江別市総合計画>」の福祉分野の計画として、令和2年度～令和6年度を計画期間とした「第4期江別市地域福祉計画」により地域福祉推進の基本的方向を定めている。

現計画の期間終了に伴い、次期計画の策定を行う。



2 計画期間

令和7年度 ～ 令和15年度

3 策定部会

社会福祉審議会に地域福祉計画策定部会を設置
学識経験者・各種関係団体・市民公募委員で構成

4 策定スケジュール

6月～3月 : 策定部会開催（6回程度）、現状分析、アンケートの実施、
骨子・素案の検討
12月 : パブリックコメントの実施
3月 : 計画の決定